社会福祉法人 相生市社会福祉事業団評議員及び役員の報酬等に関する規則

平成28年12月14日

規 則 第 1 2 号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人相生市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の定 款第8条及び第22条の規定に基づき、事業団の評議員及び役員(以下「役員等」という。) の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
  - (2) 役員とは、定款第16条第1項に定める理事及び監事をいう。
  - (3) 常勤役員とは、役員のうち事業団を主たる勤務場所とし、週4日以上、事業団の業務に従事する者をいう。
  - (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 役員等に対しては、それぞれの勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給するものと する。
  - (1) 常勤の役員 報酬及び賞与
  - (2) 非常勤の役員 報酬
  - (3) 評議員 報酬
- 2 事業団の職員を兼ねている役員等で、当該職員としての給与を受ける場合には、役員等 としての報酬は支給しない。
- 3 相生市の行政職の職員が事業団の役員等に就任した場合には、その者には事業団の役員 等としての報酬は支給しない。

(通勤手当)

- 第4条 常勤の役員には、第3条第1項に掲げる報酬のほか、通勤に要する経費として通勤 手当を支給する。
- 2 前項の通勤手当の支給額は、社会福祉法人相生市社会福祉事業団職員給与規則(平成19年規則第1号)第20条に定めるところによる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、通勤手当について準用する。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

(報酬の支給方法)

- 第6条 役員等に対する報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に支給する。
  - (1) 常勤役員 その月の初日から末日までの分をその月の20日に支給する。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日

又は土曜日に当たるときは繰り上げて支給する。

- (2) 非常勤役員 理事会及び評議員会への出席等、その都度支給する。
- (3) 評議員 評議員会への出席等、その都度支給する。
- 2 報酬は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の報酬にあっては、その遺族。以下 同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の 金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(常勤役員の報酬額の特例)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その就任が月の途中である場合でも、その月から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員で退任し、又は解任された者には、その退任又は解任が月の途中である場合でも、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

(委任)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 社会福祉法人相生市社会福祉事業団役員等の給与及び報酬規則(平成24年規則第5号) は廃止する。

## 別 表

区 分	役員等の名称	報酬の額	賞与 (年額)
常勤役員	理事長	月額 200,000円	報酬月額×2
非常勤役員	理事	日額 10,000円	
	監事	日額 10,000円	
評 議 員	評議員	日額 10,000円	

## 議案第 23 号

平成29年4月1日以降の役員報酬総額(年額)について

平成29年4月1日施行の社会福祉法人相生市社会福祉事業団定款全部改正 後の定款第22条の規定に基づき、平成29年4月1日以降の役員報酬総額(年 額)について、評議員会の決議を求める。

平成28年12月14日提出

社会福祉法人相生市社会福祉事業団理 事 長 丸 山 英 男

記

役員報酬総額(年額) 3,220,000円